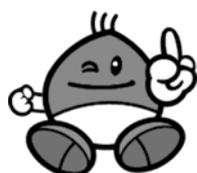


償却資産

(固定資産税)申告の手引き



償却資産の申告が必要と思われる方に 書類をお送りしています

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を資産所在地の市町村長に種類、取得時期、取得価額、耐用年数等を申告していただく必要があります。

賦課期日（1月1日）現在、栗東市内で事業を営んでいる法人または個人事業主の方は、

1. 昨年より資産の増減がない場合でも、
 2. 償却資産をお持ちでない場合でも、
- 申告書の提出をお願いします。
3. 廃業、休業、転出等があった場合は、
- その旨の申告をお願いします。

申告書右下 18.備考欄 の
該当箇所にして
申告をお願いします。

- 申告済資産の種類別明細書は添付しておりません。お求めの方は、下記までご連絡ください。
- 申告書控えの返送を希望される場合は、返信用切手を貼り付け、宛名を記入した封筒を必ず同封してください。

申告期限は 1月31日 です。

期間間近になりますと窓口が大変混雑しますので、**申告期限の2週間前**までの申告にご協力をお願いします。



くいちゃん

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所 税務課 資産税係

電話 077(551)0105(直通) FAX 077(551)2010

mail zeimu@city.ritto.lg.jp

(9:00~12:00・13:00~17:00/土日祝日除く)



目 次

1. 固定資産税の課税対象となる償却資産について（4つの要件）	P 1
2. 課税対象となる主な償却資産の例	P 3
3. 借用資産（リース資産）について	P 3
4. 償却資産と家屋の区分の例示	P 4
5. 国税との主な違い	P 5
6. 課税標準の特例	P 5
7. 非課税の適用	P 5
8. 評価額の算出方法	P 6
9. 【重要】申告時のお願い	P 7
10. 実地調査協力をお願い	P 7
11. 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方	P 7
12. みなし課税について	P 7
13. 過年度の遡及について	P 7
14. 提出書類	P 8
種類別明細書（増加資産・全資産用）様式	P 9
種類別明細書（減少資産用）	P 10
●償却資産申告書の記入例	P 11
●種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	P 12
●種類別明細書（減少資産用）の記入例	P 13

～償却資産に関する栗東市ホームページのご案内～

〈償却資産の申告について〉 〈よくある質問〉 〈太陽光発電設備について〉 〈先端設備について〉

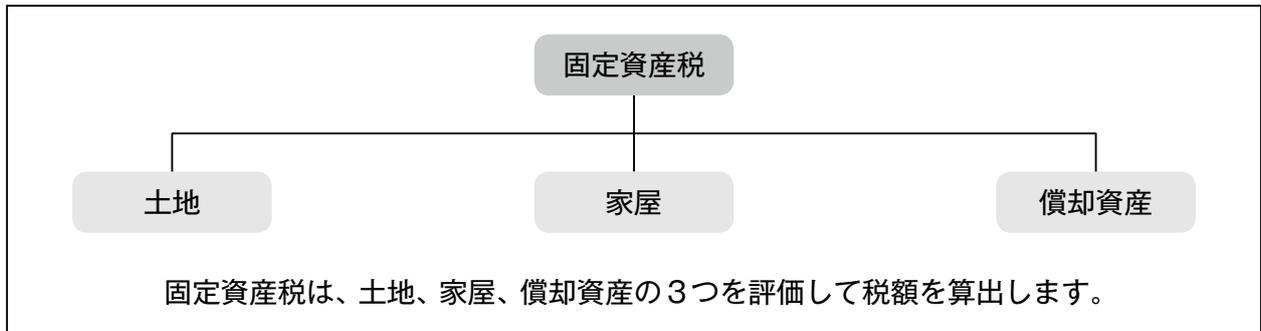


償却資産とは？

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や漁業等をされている方などが、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の**構築物・機械・工具・備品等**を償却資産といいます。

償却資産の所有者が納税義務者となります。

栗東市内に事業用資産をお持ちの方は、1月1日現在の所有状況の申告をお願いします（地方税法第383条）。



●償却資産の算出方法

- ①評価額 取得時期、取得価額及び耐用年数に応じた減価率を用いて計算します。
(6ページ参照)
原則、評価額 = 課税標準額 となります。
- ②免税点 償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
- ③税 率 1.4%

1. 固定資産税の課税対象となる償却資産について（4つの要件）

(1) 土地および家屋以外の固定資産で、事業の用に供することができる資産であること

●「事業の用に供する」とは

償却資産における「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを直接の目的とする必要はありません。したがって、所得税法や法人税法で非課税とされている個人または法人についても、固定資産税の課税対象となる償却資産の4要件に該当する資産を所有していると、申告していただく必要があります。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

また、直接的には営利に使用していない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品も償却資産として課税対象となります。

●次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば**課税対象**となります。

- ① 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ② 簿外資産（償却済資産を含みます。）で、事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持改修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑤ 決算期以後に取得された資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑥ 償却済資産（減価償却が終わり、残存価格のみが帳簿に計上されている資産）

ただし、少額資産や一括償却している資産は、課税対象とはなりません（次ページ参照）。

償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金 (必要経費) 参入	申告対象外			
個別の減価償却	申告対象 (法人の場合)	申告対象	申告対象	申告対象
3年一括償却	申告対象外 (法人の場合)	申告対象外		
中小企(事)業者 等特例		申告対象(注1)	申告対象(注1)	

(注1) 税法上は一時の損金(必要経費)に算入することから、耐用年数の記載もれが多く見受けられます。申告もれ、記載もれにご注意ください。

(2) 無形減価償却資産でないこと

●下記の資産については、無形減価償却資産となるため、課税対象とはなりません。

- ① 鉱業権 ② 漁業権 ③ ダム使用权 ④ 水利権 ⑤ 特許権 ⑥ 実用新案権 ⑦ 意匠権
⑧ 商標権 ⑨ ソフトウェア など

(3) 所得税法または法人税法の規定による減価償却の対象となる資産であること

●税務会計上現実に減価償却を行っているか否かにかかわらず、「減価償却の対象となるべき性格の資産」については、固定資産の課税対象となります。

減価償却の方法など、所得税法または法人税法の規定と異なる点があります(5ページ参照)。

(4) 軽自動車税や自動車税の課税対象の車両でないこと

●大型特殊自動車のみが課税対象となります。

工場敷地内のみを走行するため、ナンバープレートを取得していない無登録自動車であっても、大型特殊自動車以外は、課税対象ではありません。

●大型特殊自動車に取り付けるアタッチメントは申告の対象となります。

自己所有でない小型特殊自動車に取り付けるアタッチメントも、申告の対象です。

〈参考〉大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類登録」は次のとおりです。

- ① 建設機械 : 「0」、「00~09」、「000~099」
② 建設機械以外のもの : 「9」、「90~99」、「900~999」

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型特殊自動車	ショベル・ローダ、フォーク・リフト等(注1)で大きさが右欄に該当するもののうち 最高速度15km毎時以下 のもの	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下
小型特殊自動車 (農耕作業用)	農耕作業用自動車等(注1)で 最高速度35km毎時未満 のもの			

(注1) 詳細は道路運送車両法施行規則第2条別表第1をご確認ください。

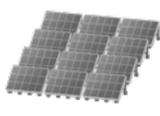
公道を走行しない車両でも、農業や工場等で使用される小型特殊自動車を所有している場合は、軽自動車税(種別割)の申告をしてナンバープレート(課税標識)の交付を受ける必要があります。ナンバープレートのない小型特殊自動車を所有している場合は、税務課市民税係(077-551-0106)にて申告手続きをお願いします。

2. 課税対象となる主な償却資産の例

〈種類別資産例〉

資産の種類		課税の対象となる資産（例）
構 築 物	構 築 物	構内舗装、門、塀、フェンス、緑化施設、外構工事、看板 など
	建物付属設備	建築設備、内装・内部造作 など（※詳しくは、4ページを参照）
機 械 及 び 装 置		各種製造加工設備、電気通信事業用設備、建設機械、印刷機械、立体駐車場設備 など
船 舶・航 空 機		ボート、遊漁船、ヘリコプター など
車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車（分類番号が、0, 00～09, 000～099, 9, 90～99, 900～999のもの）、構内運搬車 など ※普通自動車、軽自動車（小型特殊自動車）に該当するものを除く
工 具、器 具 及 び 備 品		各種工具、金型、陳列ケース、机、椅子、ロッカー、事務機器、医療機器、厨房用品、娯楽用器具、自動販売機 など

〈業種別資産例〉

不動産賃貸業	飲食店・小売店	理容・美容業	医院・薬局	売電業
 ・外構工事 ・ゴミ庫・自転車庫 ・屋外設備 ・ルームエアコン など	 ・外構工事 ・厨房設備 ・冷凍・冷蔵庫 ・家具・装飾品 など	 ・外構工事 ・洗面設備 ・理（美）容椅子 ・ルームエアコン など	 ・外構工事 ・医療機器 ・看板 など	 ・太陽光発電設備 ・フェンス ・パワーコンディショナー など
農業	建設業	娯楽	ホテル・旅館	工場・作業所
 ・農業用器具 ・ビニールハウス ・冷凍・冷蔵庫 など	 ・建設用車両 ・大型特殊自動車 ・発電機 など	 ・パチンコ台 ・カラオケ機 ・ゲーム台 ・両替機 など	 ・外構工事 ・放送設備 ・客室設備 ・駐車場設備 など	 ・金型 ・構内舗装 ・機械設備 ・工具 など

※上記に表示されている資産の例は一部です。上記資産以外にも、対象になる資産がありますので、詳細は税務課資産税係へお問い合わせください。

3. 借用資産（リース資産）について

リース資産はその契約の内容により、申告する方が異なります。

例1) 賃貸期間が自由に選択でき、期間満了と同時に資産を返還するリース契約については、**資産を貸している方**が申告をする必要があります。

例2) リース後に、資産が借りている方の所有物となるリース契約については、**資産を借りている方**が申告する必要があります。

※詳細は税務課資産税係へお問い合わせください。

4. 償却資産と家屋の区分の例示

(1) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分について

●償却資産に該当するもの

単に移動を防止する程度に取り付けられたものまたは独立した機器としての性格の強いもの

●家屋に該当するもの

家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気・ガス・給排水・衛生・消火・空調設備など

※下記(2)もしくは(3)に該当する場合、取り扱いが異なることがあります。

(2) 特定の生産または業務用の設備の取り扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水管、給排水設備、エア配管、油配管、照明設備等およびその附属設備は、償却資産に該当します。

※事務室の照明用電気配線や生活用上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋に該当します。

(3) 賃借人（テナント）等が取り付けけた内装、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自ら事業を営むために取り付けけた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等の配線・配管等や外壁、内装、天井、床等の仕上げおよび建具等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項および栗東市税条例第54条第8項により賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告していただく必要があります。



〈償却資産と家屋の区分〉

	設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	発電設備	自家発電設備、受変電設備（配線等を含む。）	
	動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	中央監視制御装置	制御装置（配線を含む。）	
	電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、屋外照明設備	屋内照明設備
	電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	配線
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置、器具類	
防災設備	火災報知装置	屋外の装置（配線を含む。）	屋内の装置（配線を含む。）
	消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
	避雷設備		設備一式
給排水・衛生設備	給排水設備 ガス設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む。）、屋外設備	左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸かし器等）	中央式給湯設備
	衛生設備		設備一式
	し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
空調設備	換気設備		設備一式
	冷暖房装置	壁掛け（ルーム）エアコン	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコン）
その他	厨房設備 洗濯設備	接客の求めに応じるサービス設備（旅館、飲食店、病院等）	サービス設備以外の設備
	運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
	簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
	太陽光発電設備	置き型のもの	屋根材として設置されているもの

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5. 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	建物：定額法 一般資産：選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税・法人税）	認められます （税務署への届出書の写が必要です）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費の評価方法	区分評価	原則区分評価
中小企業者等の少額減価償却資産 の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められません	認められます

（注1）圧縮記帳の制度は固定資産税（償却資産）では認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

6. 課税標準の特例

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、「固定資産税の課税標準の特例に関する申告書」と特例の要件を満たすことを確認できる「添付書類」を添付してください。

また、特例の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については、栗東市税務課資産税係へお問い合わせいただくか、ホームページを参照ください。

https://www.city.ritto.lg.jp/soshiki/shimin/zeimu/oshirase/KZ_news/7505.html

栗東市 償却資産 特例



7. 非課税の適用

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。当該資産をお持ちの方は、「固定資産税の非課税適用申請書」とそれを証明する書類を添付してください。

また、非課税の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については、栗東市税務課資産税係へお問い合わせください。

8. 評価額の算出方法

固定資産税における償却資産の評価は、個々の資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として、資産を1件ごとに次の方法で計算し評価額を算出します。

◎前年中（令和n年1月2日～令和（n+1）年1月1日）に取得のもの

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

◎前年前（令和n年1月1日以前）に取得のもの

$$\text{前年度（令和n年度）の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率}) = \text{評価額}$$

- ・以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%になるまで減価します。
- ・取得価額は原則として国税の取扱いと同様です。

<評価額の計算例>

取得価額50万円、取得年月令和n年9月、耐用年数3年（減価率0.536）の看板の場合

第1年度（令和n+1年度）	500,000円 × (1 - 0.536 × 1/2)	=	366,000円
第2年度	366,000円 × (1 - 0.536)	=	169,824円
第3年度	169,824円 × (1 - 0.536)	=	78,798円
第4年度	78,798円 × (1 - 0.536)	=	36,562円
第5年度	36,562円 × (1 - 0.536)	=	16,964円 < 25,000円

※取得後5年で算出額が取得価額の5%（25,000円）より小さくなりますので、それ以降事業の用に供される間は25,000円で評価されます。

<減価残存率表>

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	36	0.062	0.969	0.938
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	37	0.060	0.970	0.940
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	38	0.059	0.970	0.941
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	39	0.057	0.971	0.943
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	70	0.032	0.984	0.968

9. 【重要】申告時のお願い

- (1) 該当する資産がない場合又は前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」に所定の事項及び備考欄にその旨を記載いただき、**必ず提出してください**。また、社名変更、事業所の転入・転出、休業・廃業・解散等についても**異動内容がわかるように備考欄に記載**をお願いします。
- (2) 自社作成の申告書で申告される場合やeLTAX（エルタックス）を利用した電子申告の場合は、本市から送付した申告書右上「所有者コード」の記載をお願いします。記載間違いにご注意ください。
- (3) 申告書の所有者欄には、支店等ではなく、本店所在地の住所、本店の名称及び代表者名を記載してください。また、本店以外の住所に納付書等の送付を希望される場合には、その旨と送付先を朱書き・括弧書きなどで併記してください（備考欄に記載していただいても結構です）。
- (4) 固定資産税（償却資産）の賦課期日は、1月1日です。
事業年度末時点の所有資産ではありませんので、申告もれのないようご注意ください。 
- (5) 申告書を郵送される場合で、受付印のある申告書の控えが必要な方は、必ず申告書の控えと返送先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されない場合は返送できません。
- (6) 申告書を税務課窓口で提出される場合で、申告書の控えが必要な方は、提出される前にコピーを取り、控えとして保管してください。また、申告書の控えに受付印を希望される場合は、提出用申告書とその控えをご持参ください。控えに受付印を押してお渡します。

10. 実地調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行っています。国税申告書添付書類（減価償却資産の計算書）等の提出をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。また、実地調査に伴い追加申告をしていただく場合があります。

11. 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰則規定が適用されることがあります。

12. みなし課税について

みなし課税とは、地方税法第383条で定められた申告がない場合、償却資産の増減がなく、前回の申告時と同様の償却資産を所有しているとみなして課税する方法です。

みなし課税は、あくまで償却資産の所有状況を推定するものであり、申告があったとみなすものではありませんので、未申告の場合は申告をお願いします。

13. 過年度の遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれなどによる賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）遡及することになります。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は一回となりますので、ご留意ください。

14. 提出書類

●全資産申告……電算処理により申告者が評価額・決定価格・課税標準額まで算出し（6ページ参照）、全ての資産を申告していただく申告です。

●一般申告……全資産申告以外の方。

(1) 初めて申告される方、全資産申告方式により申告をされる方

1月1日現在の全ての資産をご申告ください。

提出書類……償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）

※該当する資産がない場合は、申告書「18備考欄」の「該当資産なし」にをしてご申告ください。

(2) 前年度以前から申告されている方

1. 増加又は減少した資産がある方

増加又は減少した資産をご申告ください。

提出書類……償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）（減少資産用）

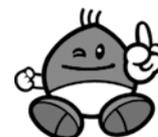
※種類別明細書は増減に応じて提出してください。

※前年度申告した資産一覧表に掲載内容の誤りがある場合は、「摘要」に記載するなど、修正内容がわかるようにご申告ください。

2. 増加又は減少した資産が無い方

申告書「18備考欄」の「前年度より増減なし」にをしてご申告ください。

提出書類……償却資産申告書



3. 廃業又は資産所在地を市外に移された方

申告書「18備考欄」にその旨を記載のうえ、全ての資産を減少資産としてご申告ください。

提出書類……償却資産申告書、種類別明細書（減少資産用）

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		1月1日現在において所有されている全ての償却資産	前年中に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1	別表2
				増加資産・全資産用	減少資産用	
一般申告	初めて申告される方	◎		◎	◎	
	増加又は減少した資産のある方		◎	◎	◎	◎
	増加又は減少した資産のない方			◎ *1		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		◎	◎ *2		◎
	償却資産を所有されていない方			◎ *3		
全資産申告	初めて申告される方	◎				
	前年以前に全資産申告により申告された方			◎	◎	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			◎ *2		
	償却資産を所有されていない方			◎ *3		

*1 申告書「18備考欄」の「前年度より増減なし」にをしてください。

*2 申告書「18備考欄」にその旨（令和6年3月廃業）等を記載してください。

*3 申告書「18備考欄」の「該当資産なし」にをしてください。

その他、申告書や明細書の書き方については、11～13ページを参照してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表二（提出用・控用）

行 番 号	※ 品 目 の 類 別	所有者コード		資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用 年数	減 価 残 存 率	所有者名		枚 の う ち	
		資産コード	コード			課税標準 率	コード				価 額	課税標準額		
		十億：百万	千			円	円							十億：百万
01									0.				1.2 3.4	
02									0.				1.2 3.4	
03									0.				1.2 3.4	
04									0.				1.2 3.4	
05									0.				1.2 3.4	
06									0.				1.2 3.4	
07									0.				1.2 3.4	
08									0.				1.2 3.4	
09									0.				1.2 3.4	
10									0.				1.2 3.4	
11									0.				1.2 3.4	
12									0.				1.2 3.4	
13									0.				1.2 3.4	
14									0.				1.2 3.4	
15									0.				1.2 3.4	
16									0.				1.2 3.4	
17									0.				1.2 3.4	
18									0.				1.2 3.4	
19									0.				1.2 3.4	
20									0.				1.2 3.4	
											小 計			

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書（減少資産用）

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要	枚 の う ち 枚 目		
					年 号	年 月	月				1 全 部	2 一 部	3 他 の 他	4 其 他				
01											1	2	3	4	1	2		
02											1	2	3	4	1	2		
03											1	2	3	4	1	2		
04											1	2	3	4	1	2		
05											1	2	3	4	1	2		
06											1	2	3	4	1	2		
07											1	2	3	4	1	2		
08											1	2	3	4	1	2		
09											1	2	3	4	1	2		
10											1	2	3	4	1	2		
11											1	2	3	4	1	2		
12											1	2	3	4	1	2		
13											1	2	3	4	1	2		
14											1	2	3	4	1	2		
15											1	2	3	4	1	2		
16											1	2	3	4	1	2		
17											1	2	3	4	1	2		
18											1	2	3	4	1	2		
19											1	2	3	4	1	2		
20											1	2	3	4	1	2		
															小 計			

●種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		枚のうち	
所有者コード												栗東市償却資産株式会社		1	
行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	価額	課税標準額	特例		備考		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
01	1	001 店内内装工事	1	5	6	4	3 200 000	15							
02	1	002 外構工事	1	5	6	4	10 000 000	15							
03	2	101 印刷検査機	1	5	6	5	10 000 000	8				特例			
04	6	201 事務机	5	5	6	7	500 000	2				中古			
05	6	202 パソコン	10	5	6	10	600 000	4				〇〇市から			
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小 計							24 300 000								

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

- ①…申告年度 記載してください。
- ②…所有者コード 申告書に記載の所有者コードを転記してください。
- ③…所有者名 記載してください。
- ④…資産の種類 「資産番号」を記載してください。
 構築物…1 機械及び装置…2 船舶…3
 航空機…4 車両及び運搬具…5 工具、器具及び備品…6
- ⑤…資産の名称等 資産の内容がわかるように名称を記載してください。
- ⑥…数量 資産の数量を記載してください。
- ⑦…取得年月 取得年月を記載してください。
 1月1日に取得した場合のみ、⑪欄に「1月1日取得」を記載してください。
 令和 = 5 平成 = 4 昭和 = 3
- ⑧…取得価額 資産を取得するために要した費用（付帯費を含む）を記載してください。
 ＊消費税の取り扱いは、税抜経理方式を採用の場合は、消費税を含まない額、税込経理方式を採用の場合は、消費税を含む額。
- ⑨…耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）別表第1、第2及び第5から第6までに掲げる耐用年数を記載してください。
 ＊短縮耐用年数又は見積耐用年数を採用の場合、その耐用年数。
- ⑩…増加事由 該当する番号を○で囲んでください。
 新品取得…1 中古品取得…2
 移動による受け入れ…3 その他…4
- ⑪…摘要 資産の価格の決定等に必要な特記事項について記載してください。
 例) 課税標準の特例の適用を受ける資産…「特例」
 移動による受け入れのあった資産…「〇〇市（町・村）から」
 前年度以前の取得で未申告の資産…「申告もれ」

●種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 年度		種類別明細書(減少資産用)				所有者名		1 枚のうち		
所有者コード						栗東市償却資産株式会社		1 枚目		
行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	申告年度	減少の事由及び区分	備 考
				年	年	月				
01	1	004 フェンス	1	4	4	5	3 000 000	1	○・3・4	○・2
02	1	006 看板	1	4	4	5	500 000	1	○・3・4	○・2
03	6	202 パソコン	5	4	23	10	400 000	1	○・2・3・4	○・2 〇〇市へ移動 7台中5台分の取得価額を減少
04								1	○・2・3・4	1・2
05								1	○・2・3・4	1・2
06								1	○・2・3・4	1・2
07								1	○・2・3・4	1・2
08								1	○・2・3・4	1・2
09								1	○・2・3・4	1・2
10								1	○・2・3・4	1・2
11								1	○・2・3・4	1・2
12								1	○・2・3・4	1・2
13								1	○・2・3・4	1・2
14								1	○・2・3・4	1・2
15								1	○・2・3・4	1・2
16								1	○・2・3・4	1・2
17								1	○・2・3・4	1・2
18								1	○・2・3・4	1・2
19								1	○・2・3・4	1・2
20								1	○・2・3・4	1・2
小 計							3 900 000			

- ①…申告年度 記載してください。
- ②…所有者コード 申告書に記載の所有者コードを転記してください。
- ③…所有者名 記載してください。
- ④…資産の種類 減少となった資産を記載してください。
- ⑤…減少の事由 減少した理由について、該当する番号を○で囲んでください。
売却…1 減失…2 移動…3 その他…4
- ⑥…減少の区分 減少区分について、該当する番号を○で囲んでください。
全部が減少した場合…1 一部が減少した場合…2
- ⑦…摘要 資産の価格の決定等に必要な特記事項について記載してください。
例) 移動により減少のあった資産……「〇〇市(町・村)へ移動」
一部が減少した場合……「10台中5台分の取得価額を減少」等

ご協力をお願いします！！

償却資産申告書の提出にあたり、申告内容の確認資料として活用しますので、国税申告書添付書類（減価償却資産の計算書や固定資産台帳）を添付いただきますよう、ご協力をお願いします。

償却資産の申告は電子申告eLTAXで 受け付けています

●eLTAXとは

地方税の申告や申請・手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX ホームページから PCdesk（無料の eLTAX 対応ソフトウェア）をダウンロード
できます。

詳しくはホームページをご覧ください。

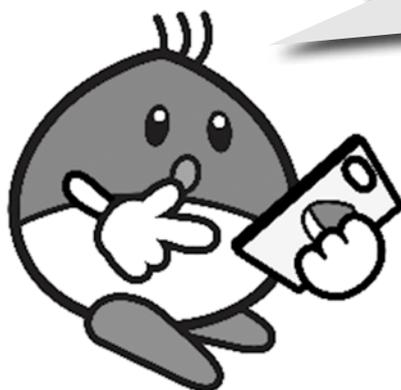


〈eLTAXホームページ〉



URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

「償却資産の申告書」や「手引き」は
こちらからダウンロードできます！



栗東市マスコットキャラクター

くいちちゃん

〈栗東市ホームページ〉



URL : [https://www.city.ritto.lg.jp/
kurashi/zeikin/3773.html](https://www.city.ritto.lg.jp/kurashi/zeikin/3773.html)

栗東市公式LINE始めました！

市からのお知らせや防災情報など、
役立つ情報をお届けします！
ぜひ、友達登録してください！

